

# 境港・昭和南岸壁での消費税免税店出店者の募集について

事前承認港湾施設内における輸出物品販売場に係る届出制度の創設に伴い、下記のとおり岸壁での臨時出店を希望する事業者を募集します。

## 記

- 1 出店資格：下記要件を全て満たす事業者とします。
  - (1) 既に輸出物品販売場を経営する事業者
  - (2) 鳥取県内又は島根県内に本店、支店、営業所等を有する事業者

※なお、外航クルーズ船等が寄港する時に、輸出物品販売場を設置する場合は、事前に承認を受けようとする港湾施設ごとに、納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります。

- 2 出店場所：境港市 昭和南岸壁 エプロン  
(境港市昭和町 98)
- 3 出店数：5店舗程度（場所に制限があるため、出店数を限定させていただきます。）
- 4 クルーズ客船寄港予定

| 寄港年月日                  | 入港時間 | 出港時間  | 寄港船舶           |          |         | 使用岸壁      | 主な乗客国籍 |
|------------------------|------|-------|----------------|----------|---------|-----------|--------|
|                        |      |       | 船名             | 総トン数     | 乗客定員    |           |        |
| 平成 29 年 6 月 6 日<br>(火) | 8:00 | 16:00 | クァンタム・オブ・ザ・シーズ | 167,800t | 4,905 名 | 昭和南 1・2 号 | 中国     |

- 5 港湾施設使用料：港湾施設使用料は、免除とします。
- 6 設営経費等：
  - (1) 使用面積は、1 店舗あたり 6 m × 4 m 以内とします。
  - (2) テント、長机及びイス等の設営に係る経費は全て出店者負担とします。
  - (3) 出店時間は、12 時～15 時 30 分（予定）とします。
- 7 搬入及び搬出：搬入出経費は出店者負担とし、搬入出方法等は別途指示します。
- 8 出店申込方法：下記書類を、平成 29 年 5 月 31 日（水）午後 5 時までに境港管理組合へ提出してください。

<提出先>  
〒684-0004  
境港市大正町 215 みなとさかい交流館 3 階  
境港管理組合 担当：関  
【電話】0859-42-3705  
【ファクシミリ】0859-42-3735

<提出書類>

  - ・境港クルーズ客船消費税免税店出店申込書 様式 1
  - ・既に輸出物品販売場を経営する事業者であることを証する書類（写し）
- 9 出店者決定：平成 29 年 6 月 1 日（木）  
出店希望者多数の場合は、抽選により出店者を決定します。  
(場所は、境港管理組合会議室。当日お越しいただけない場合は、境港管理組合が代理で行います。)
- 10 事前説明会：日時：平成 29 年 6 月 1 日（木）10 時 00 分～12 時 00 分（予定）  
場所：境港管理組合会議室（鳥取県境港市大正町 215 みなとさかい交流館 3 F）
  - ・クルーズ船寄港の情報

- 1 1 出店条件：出店者は、下記条件を遵守すること。
- (1) 電源設備はないため、必要であれば各事業者が発電機を準備すること。
  - (2) 使用する水は各事業者で準備し、排水は指定した場所で行うこと。
  - (3) 火気の使用については、別途協議を要する。
  - (4) 各事業者が持ち込んだ備品、資材、発生したゴミについては、各自が持ち帰ること。